

千葉県運営適正化委員選考委員会に係る次期委員候補者の公示

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、社会福祉法第83条の規定により設置される千葉県運営適正化委員会の委員は、社会福祉法施行令第15条第3項の規定により、千葉県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会長が、千葉県運営適正化委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）の同意を得て選任いたします。

この度本会では、社会福祉法施行令第15条第5項の規定により関係者の意見をお聴きするため、次期選考委員の候補者を選任いたしましたので、お知らせいたします。

選考委員会の委員選任に御意見がある場合は、下記により意見書を御提出ください。

令和8年6月30日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
会 長 花 島 恭



【公 示 期 間】 令和8年6月30日（火）～令和8年7月13日（月）

【委員の任期】 令和8年7月25日～令和10年7月24日

【委員候補者】

氏名	年齢	性別	選考の理由	選考の区分
あだち ちか 足立 徹	81	男	大学名誉教授として、社会福祉全般についての学識経験を有するため	公益を代表する委員
ひらい かよこ 平井 加代子	75	女	民生委員児童委員協議会の役員として、社会福祉や地域の実情に通じ、住民福祉についての識見を有するため	公益を代表する委員
しみず まなこ 清水 葉子	74	女	民生委員児童委員協議会の役員として、社会福祉や地域の実情に通じ、住民福祉についての識見を有するため	公益を代表する委員
おおやぶ だてのぶ 大藪 定信	70	男	高齢者の活動（老人クラブ）を支援する団体の役員として、高齢者福祉についての識見を有するため	福祉サービス利用者 を代表する委員
もとみや としお 本宮 敏雄	74	男	身体障害者を支援する団体の役員として、身体障害者福祉についての識見を有するため	福祉サービス利用者 を代表する委員
にしぐち みえ子 西口 美恵子	65	女	身体障害児・者を支援する団体の役員として、身体障害児・者福祉についての識見を有するため	福祉サービス利用者 を代表する委員
しばさき しやうご 芝崎 章吾	61	男	児童福祉施設（保育所）の事業者協議会の役員として児童福祉についての識見を有するため	社会福祉事業経営者 を代表する者
いとう おみほこ 伊藤 文彦	74	男	障害者支援施設（身体障害者施設）の事業者協議会の役員として障害者福祉についての識見を有するため	社会福祉事業経営者 を代表する者
しばた けいどう 柴田 敬道	58	男	児童福祉施設（児童養護施設・母子生活支援施設等）の事業者協議会の役員として児童福祉についての識見を有するため	社会福祉事業経営者 を代表する者

記

【意見書の提出について】

選考委員会の委員の選任に御意見がある場合は、必ず書面により、①御自身の住所、氏名、本公示に係る意見であることを明記の上、②御意見（選考委員候補者のうち特定の候補者について選任に異議がある場合はその理由、また、他に推薦すべき候補者がいる場合は当該候補者の氏名及び推薦理由）を御記入の上、下記意見書の提出先まで郵送又はファックスによりお送りいただくか、直接御持参ください。なお、①・②の内容が記載されていれば書式は自由ですが、意見書の参考書式を市町村社会福祉協議会に配付していますので、必要に応じて御利用ください。

《意見書の提出先》

名 称	住所（送付先）	FAX番号
千葉県社会福祉協議会	〒260-8508 千葉市中央区千葉港4ー5 千葉県社会福祉センター5階 千葉県運営適正化委員会事務局	043（246） 0298

《意見書の受付及び参考書式の配付期間》

令和8年6月30日（火）～令和8年7月13日（月）

※窓口（千葉県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会）での対応は、土・日曜日・祝日及びお住まいの市町村社会福祉協議会の休館日を除く午前9時から午後5時とさせていただきます。また、郵送による提出の場合は期間内の消印有効、FAXによる提出の場合は期間内の日時刻印有効とします。

《代筆等について》

意見書の提出において代筆等が必要な場合は、意見書受付期間内にお住まいの市町村社会福祉協議会または千葉県社会福祉協議会に御相談ください。

【本件公示に関するお問い合わせ先】

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 担当：千葉県運営適正化委員会事務局
住所 〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番5号 千葉県社会福祉センター5階
電話 043（246）0294 FAX 043（246）0298